

# 山口県ふるさと産業振興条例（概要）

## 前 文

山口県では、地域の特性を生かした農林水産業や中小の事業者による多彩な商工業が営まれる一方、基礎素材型及び加工組立型の産業の集積が見られる。

このような様々な産業は、県民の衣食住を支えるとともに、雇用及び所得の確保など地域経済の維持に貢献し、本県発展の礎として大きな役割を果たしてきた。

しかし、地域間競争が激化し、地域活力への影響が懸念されている中、地域活力を高めて本県が持続的発展を遂げるためには、県民がふるさとを愛しはぐくむ意識を持って、ふるさと産業の重要性について理解を深めるとともに、地産地消を進めることが重要である。

また、この取組は、安心して安全な県民生活の確保や食料自給率の向上、輸送に伴い排出される二酸化炭素等の削減による地球温暖化の防止等に寄与することからも、推進されるべきものである。

ここに、元気で活力に満ちた山口県の創造を目指して、県民、事業者、関係団体、市町及び県が協働して、ふるさと産業の振興に取り組むことを決意し、本条例を制定する。

## 第1条（目的）

地産地消の推進によるふるさと産業の振興について、基本理念を定め、県、事業者及び関係団体の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、地産地消の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ふるさと産業を育成し、活力ある地域の経済社会の形成及び県民生活の向上に寄与する。

## 第2条（定義）

「ふるさと産業」：県内で生産活動を営み、又はサービスの提供を行う産業

「県産品等」

- ・ 県内で生産・製造され、又はこれを原材料として生産・製品された生産物・製品
- ・ 県内で提供されるサービス

「地産地消」：県産品等を消費し、又は利用すること

## 第3条（基本理念）

地産地消の取組みは、協働の精神に基づき、自発的に行なわれることを旨として促進。人、物、情報の交流により経済を活性化させ、県産品等の需要拡大と事業者の育成を図ることを旨として促進。

## 第4条（県の責務）

行政の各分野において、地産地消に関する施策を講じること。  
気運の醸成等の措置を講じること。

## 第5条（事業者及び関係団体の責務）

次の項目の実施に努めるものとする。

情報の提供・発信や良質かつ安心・安全な県産品等を安定供給できる体制を整備すること。

産業が多様で活力ある成長をすること。

生産・製造等に当たり、県産品等の消費・利用、他の事業者の利用に配慮すること。

事業活動に当たり、環境へ配慮すること。また、地域社会と協働し、地域の発展に資すること。

県が実施するふるさと産業の振興に関する施策に協力すること。

## 第6条（県民の役割）

次の項目の実施に努めるものとする。

ふるさと産業について理解を深めるとともに、自ら進んで県産品等を消費・利用するよう努めることによって、地産地消の推進に積極的な役割を果たすこと。

県が実施する地産地消に関する施策に協力すること。

## 第7条（基本的施策）

県は、次の施策を講じること。

事業者と県民との相互理解を増進すること。

産業を支える幅広い人材の育成・確保を図ること。

中小企業の育成・支援を図ること。

産学公や農商工等の連携により、新商品の開発、販売先の拡大を図ること。

ブランド化を促進すること。伝統工芸の技術の伝承、発展を図ること。

次代を担う産業の集積を図ること。

加工食品、外食、学校給食等への利用促進等により、農林水産物の需要の拡大を図ること。

産地の育成・拡大、資源の維持・確保を図ること。

県産木材の利用、間伐材等の未利用の森林資源・森林バイオマスエネルギーの利用促進を図ること。

官公需における県内の事業者の受注機会の確保、県産品の活用を図ること。

## 第8条（市町及び事業者等に対する支援）

県は、

- ・ 市町が実施するふるさと産業の振興に関する施策
- ・ 事業者、関係団体、県民が行なう地産地消に関する取組

を支援するために、情報の提供・技術的な支援等を講ずる。

## 第9条（広報活動）

県は、地産地消に対する県民の理解・関心を深めるための広報等を講ずるよう努める。

## 第10条（財政上の措置）

県は、ふるさと産業の振興に関する施策を推進するため、財政上の措置を講ずるよう努める。

## 附則

公布の日から施行する。